

第2次加東市環境基本計画の策定について

1. 加東市環境基本計画とは

加東市環境基本計画は、「加東市環境基本条例」第10条に示す内容に沿って策定するものです。

----- 加東市環境基本条例（抜粋） -----

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全と創造に関する総合的な施策の展開に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第27条に規定する加東市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 環境基本計画に記載する環境分類と要素

現行の加東市環境基本計画では、以下の環境分類及び要素について記載しています。

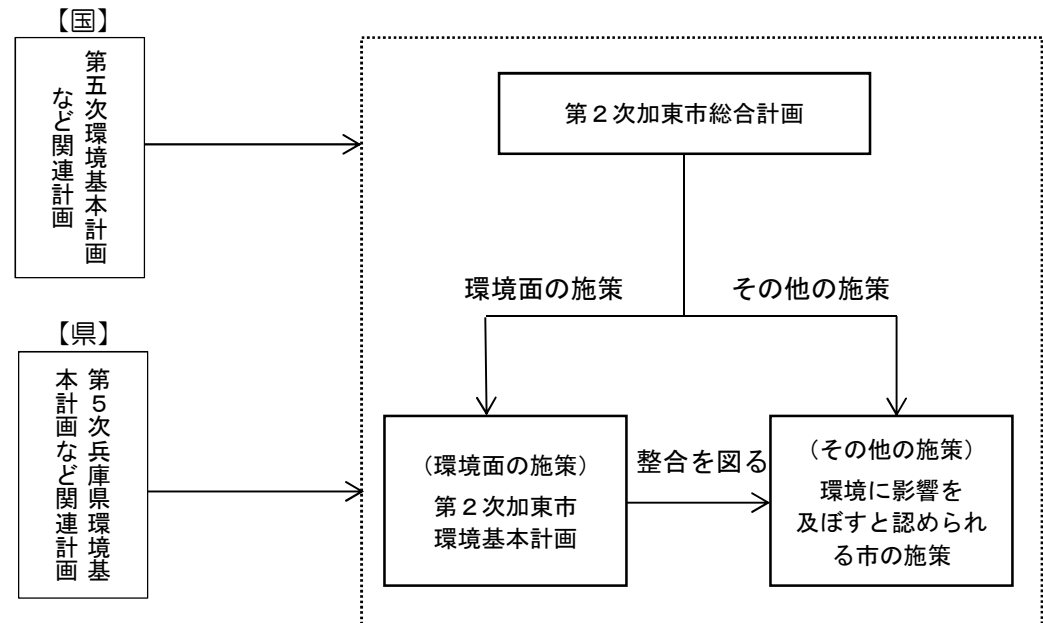
表. 加東市環境基本計画（現行）の環境分類及び要素

環境分類	要素
地球環境	省エネルギー、新エネルギー、エコドライブ、グリーン購入など
生活環境	廃棄物、公害、環境汚染、緑化、まち並みなど
自然環境	地産地消、田園、里山、水環境、生態系、歴史、文化など
意識啓発・学習等	意識醸成、普及啓発、環境学習など

3. 計画の位置づけ

加東市環境基本計画は、「加東市総合計画」を環境側面から具体化するものであり、他の本市の行政計画に対して環境面からの指針を示すもので、本市環境政策の根幹となる計画です。

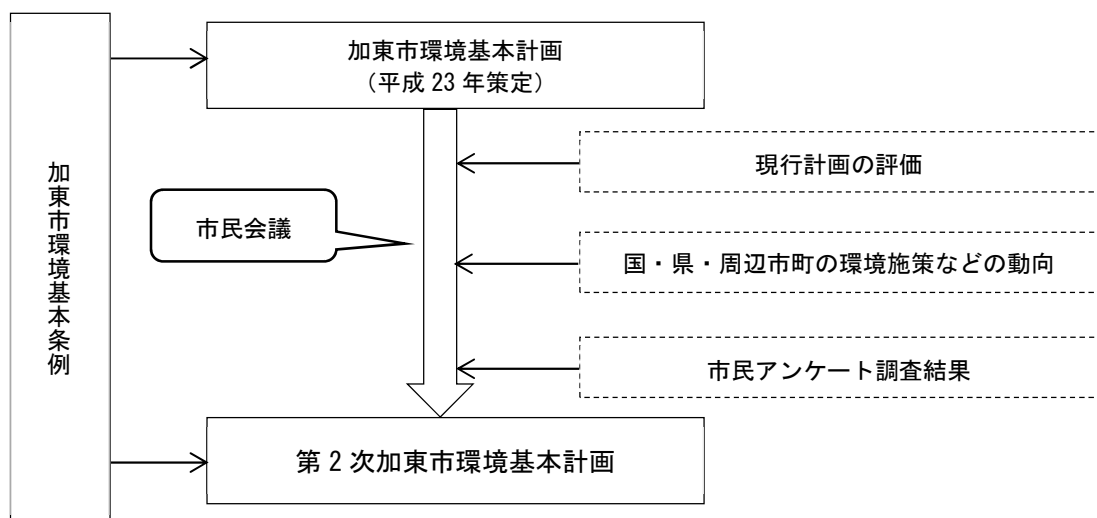
また、国や県の環境関連計画の理念や方向性に協調させ、連携を図ります。



4. 計画の策定について

今回策定する第2次加東市環境基本計画は、加東市環境基本計画（現行計画）策定後の環境問題を取り巻く新たな課題や動向に対応できるように策定します。

このため、現行計画の評価、国・県・近隣市町の動向、市民アンケート調査結果、市民会議の意見等を踏まえて、加東市環境基本条例に基づき策定します。



5. 本市を取り巻く環境の変化

平成 23 年に加東市環境基本計画が策定されてから 8 年が経過し、この間に環境問題を取り巻く社会状況に以下のような変化がありました。

●加東市環境基本計画策定後(平成 23 年以降)の動向(一部抜粋)●

	環境基本計画に関連する 国・県市の動向	法改正、国際的な動向	その他の出来事
2011 (H23)	加東市環境基本計画策定	➢ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律公布 ➢ 再生可能エネルギー特別措置法公布	◇ 東日本大震災
2012 (H24)	➢ (国)第四次環境基本計画 ➢ (国)生物多様性国家戦略 2012-2020 ➢ (国)環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針	➢ 小型家電リサイクル法公布(H25 施行)	◇ 7 月九州北部豪雨 ◇ 京都南部豪雨災害
2013 (H25)	➢ (国)第三次循環型社会形成推進基本計画	➢ IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書 ➢ 地球温暖化対策推進法改正	◇ 台風第 26 号および第 27 号災害
2014 (H26)	➢ (国)第 4 次エネルギー基本計画	➢ 水循環基本法公布	◇ 広島市土砂災害
2015 (H27)	➢ 水循環基本計画 ➢ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針	➢ (国)「日本の約束草案」 ➢ 「パリ協定」 ➢ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	
2016 (H28)	➢ (国)地球温暖化対策計画		◇ 熊本地震災害
2017 (H29)	➢ (県)兵庫県地球温暖化対策推進計画		◇ 九州北部豪雨災害
2018 (H30)	➢ (国)第五次環境基本計画 ➢ (国)第 5 次エネルギー基本計画 ➢ (国)気候変動適応計画 ➢ (国)第四次循環型社会形成推進基本計画 ➢ (県)兵庫県廃棄物処理計画 ➢ (市)第 2 次加東市総合計画	➢ 気候変動適応法公布	◇ 西日本豪雨災害
2019 (H31/R1)	➢ (県)第 5 次兵庫県環境基本計画 ➢ (県)生物多様性ひょうご戦略 ➢ (市)第 3 次加東市役所地球温暖化対策実行計画 ➢ (市)加東市ごみ処理基本計画(中間見直し)	➢ 国連気候変動サミット 2019 ➢ G20 大阪サミット	◇ 台風第 19 号による大雨、暴風等

関連計画(国)

計画等名	策定年月	目標年次	概要
第五次環境基本計画	2018 (平成 30) 年 4 月	計画策定後 5 年程度を目途 に見直予定	● 環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。 ● 環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に関連し複雑化してきていることを受けて、環境・経済・社会の統合的向上が求められることから、「イノベーションの創出、経済・社会的課題との同時解決」を環境政策の展開の方向とする。 ● 計画の進め方として、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」、「地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済・社会活動をも向上（環境で地方を元気に！）」、「幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化」の 3 つの柱。 ● 施策の展開として、6 つの重点戦略と、重点戦略を支える環境政策を明記。
地球温暖化対策計画	2016 (平成 28 年) 5 月	2030 年度	● 地球温暖化対策の推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載。 ● 2030 年度において、2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組むことを記載。 ● 長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを記載。
気候変動適応計画	2018 (平成 30) 年 11 月	2021 年見直し予定	● 気候変動適応に関する施策を推進することで、気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指した計画。 ● 地方公共団体の基本的役割として、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応の推進、地域における関係者の気候変動適応の促進、地域における科学的知見の充実・活用が挙げられている。 ● 事業者の基本的役割としては、事業内容の特性に応じた気候変動適応の推進、適応ビジネスの展開が挙げられる。 ● さらに、国民の役割として、自らの気候変動適応行動の実施、気候変動適応に関する施策への協力が挙げられている。
第四次循環型社会形成推進基本計画	2018 (平成 30) 年 6 月	2025 年度 (指標によっては 2030 年度)	● 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めたもの。 ● 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指すこと、環境、経済、社会的側面を統合的に向上させることを将来像としてめざすことを記載。

関連計画(県)

計画等名	策定年月	目標年次	概要
第 5 次兵庫県 環境基本計画	2019 (平成 31) 年 2 月	2030 年度	● 環境保全条例第 6 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画 ● 県民の活動の場として「暮らし」、「しごと」、「まち」、「さと」の 4 つの柱を挙げ、県民の積極的な取組の促進。施策分野として「低炭素」、「自然共生」、「資源循環」、「安全・快適」、「地域力」を上記の活動の場ごとに整理し、複合的に施策を推進。 ● 重点目標として施策分野ごとに 4 つずつ、計 20 の目標値を示している。
兵庫県地球温 暖化対策推進 計画	2017 (平成 29) 年 3 月	2030 年度 (2020 年度 中間目標)	● 国が決定した「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すもの。 ● 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.5%削減 ● 2030 年度の再生可能エネルギーによる発電量を 70 億 kWh
兵庫県廃棄物 処理計画 ～循環型社会 を目指して～	2018 (平成 30) 年 8 月	2025 年度 (2020 年度 中間目標)	● 各種リサイクル関連法に基づく個別の計画・指針等と相互に連携しながら、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、循環型社会の実現を目指すものである。 ● 一般廃棄物の最終処分量を平成 24 年度比 32%削減、産業廃棄物の最終処分量を平成 24 年度比 28%削減を目標とする ● その他、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 463 g とするなどの目標値を提示。
生物多様性ひ ょうご戦略	2019 (平成 31) 年 2 月	2030 年度	● 市町の生物多様性に関する戦略の策定や施策の実施で尊重されるべき基本方針、また県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して考慮すべき行動方針 ● 目標とする将来像として「いのちの大切さを基本に参画と協働のもとで多様な生物をはぐくむ社会」、「人の営みと自然が調和し、多様な生物のいとなとつながりとめぐみが循環・持続する社会」、「地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会」を掲げる。 ● 施策展開にあたって、5 つの行動計画と 17 の具体的取組を提示。

関連計画(市)

計画等名	策定年月	目標年次	概要
第3次加東市役所地球温暖化対策実行計画	2019 (平成31)年 3月	2022年度	● 温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画等として、加東市総合計画や各種計画と整合を図りつつ、市自らが温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、「加東市環境基本条例」において市の責務として定めた、加東市民に向けた「率先垂範」活動として、市民の取組を促進することを目的とする。 ● 温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減し、2022年度においてタイ2017年度比5%削減を目指す。
令和元(平成31)年度加東市一般廃棄物処理実施計画	2019 (平成31)年 4月	2020年度	● 加東市ごみ処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確認し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。
加東市ごみ処理基本計画 (中間見直し)	2019 (平成31)年 3月	2022年度	● 廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めるにあたり、生活排水を除く「ごみ」に関して、発生量および処理量の見込みや排出の抑制のための方策に関する事項などを定めるもの ● 1人1日当たりのごみ排出量を2010年度比11%の削減などを目標とする。

